

# 津野町新本庁舎建設基本設計業務特記仕様書（案）

（基本設計）

## I 業務概要

1. 業務名称 （ 津野町新本庁舎建設基本設計業務 ）

### 2. 計画施設概要

(1) 施設名称 （ 津野町新本庁舎 ）

(2) 施設の場所 （ 高知県高岡郡津野町永野 ）

(3) 施設用途 （ 本庁舎 ）

### 3. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 （ 約4,500 m<sup>2</sup> ）

b. 用途地域及び地区の指定 （ 指定無し ）

#### (2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 庁舎 （ 約3,000 m<sup>2</sup> ）

本庁舎整備基本構想P 8 参考

b. 主要構造 庁舎 （ RC造3階建まで（一部木造を可） ）

c. 浄化槽構造・規模 （ 合併処理浄化槽 ）

#### d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成19年12月18日付け国営計第76号）

による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

1) 構造体 I 類

2) 建築非構造部材 A 類

3) 建築設備 甲 類

#### (3) 概算工事費（消費税及び地方消費税10%を含む）

1,800,000千円

（設備工事・外構工事を含む）

#### (4) 建築工事予定工期 （ 令和 5 年 8 月 ～ 令和 7 年 1 月 ）

#### (5) その他の条件（基本的な考え方）

実施設計は原則本業務（基本設計）の委託契約の相手方と随意契約により契約することとするが、業務遂行のため必要な事項について協議の上、一定の条件を付すことがある。

なお、当該受注者が実施設計に適さないと町が判断した場合は、別途受注者を選定する場合がある。

## II 業務仕様（共通）

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、印の付いたものは、印の付いたものを適用する。

### 2. 管理技術者等の資格要件

1) 管理技術者の資格要件は次による。

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

建築士法による一級または二級建築士

建築士法による建築設備士

2) 各担当技術者は下記 a. b. c. d. の要件を満たすものとする。

（c. 及びd. については、印のいずれかを満たすこと）

a. 建築意匠担当（管理技術者との兼任（可 不可））

建築士法による一級建築士

b. 建築構造担当（管理技術者との兼任（可 不可））

建築士法による構造設計一級建築士または一級建築士

c. 電気設備担当（管理技術者との兼任（可 不可））

建築士法による設備設計一級建築士または建築設備士であること

13年以上の実務経験を有すること

d. 機械設備担当（管理技術者との兼任（可 不可））

建築士法による設備設計一級建築士または建築設備士であること

13年以上の実務経験を有すること

建築、電気設備、機械設備の各担当者の兼任は不可とする。

・ 建築担当と電気設備担当の兼任（可 不可）

・ 建築担当と機械設備担当の兼任（可 不可）

・ 電気設備担当と機械設備担当の兼任（可 不可）

### 3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、企画提案書により提案された履行体制において当該業務を履行すること。

#### 4. 設計業務の範囲

##### (1) 一般業務

- ①建築（意匠）基本設計
- ②建築（構造）基本設計
- ③電気設備基本設計
- ④機械設備基本設計
- ⑤外構等基本設計

##### (2) 追加業務

- ①完成予想図作成
  - ・ 外観 判の大きさ (A3) 1面 1部
  - ・ 内観 判の大きさ (A3) 2面 各1部
- ②概略工事費の積算業務
- ③ライフサイクルコストの検討（省エネルギー検討書）
- ④技術資料（概略工程表等）
- ⑤模型

#### 5. 業務の実施

##### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた基本計画及び適用基準等によって行う。
- c. 提出された成果物（電子データ含む）については、当該施設に係る実施設計の受注者および施工業者に貸与し、実施設計業務及び当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。
- e. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- f. 個人情報の保護について  
受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして調査職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 平面計画・仕上げ表等主要部分の立案時、及び調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他
  - ・条件整理、方針決定、比較検討、協議等調査職員が関係者との調整を必要と認めた時

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- a. 建築 ( 年版等 )
  - 建築工事設計図書作成基準 ( H 2 8 )
  - 建築設計基準 ( R 1 )
  - 建築構造設計基準 ( H 3 0 )
  - 建築工事標準詳細図 ( H 2 8 )
  - 擁壁設計標準図 ( H 1 2 )
  - 構内舗装・排水設計基準 ( H 2 7 )
  - 官庁施設の環境保全性基準 ( H 2 9 )
  - 官庁施設の総合耐震計画基準 ( H 2 5 )
  - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 ( H 8 )
  - 敷地調査共通仕様書 ( R 1 )
  - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ( H 3 1 )
  - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ( H 3 1 )
  - 木造建築工事標準仕様書 ( H 3 1 )
  - 建築物解体工事共通仕様書 ( H 3 1 )
  - 木造計画・設計基準 ( H 2 9 )
  - 高知県ひとにやさしいまちづくり条例 ( 高知県 )
- b. 建築積算
  - 公共建築工事積算基準 ( H 2 8 )
  - 公共建築工事標準単価積算基準 ( R 2 )
  - 公共建築数量積算基準 ( H 2 9 )
  - 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ( H 3 0 )
- c. 設備
  - 建築設備計画基準・同要領 ( H 3 0 )
  - 建築設備設計基準 ( H 3 0 )
  - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ( H 3 1 )
  - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ( H 3 1 )
  - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ( H 3 1 )

- 電気設備工事監理指針 ( R 1 )
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) ( H 3 1 )
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) ( H 3 1 )
- 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) ( H 3 1 )
- 機械設備工事監理指針 ( R 1 )
- 高知県やさしいまちづくり条例 ( 高知県 )
- 建築設備設計計算書作成の手引 ( H 3 0 )
- 建築設備耐震設計・施工指針 ( 2014年版 )
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 ( H 2 8 )
- 官庁施設の総合耐震計画基準 ( H 2 5 )
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 ( H 8 )
- 官庁施設の環境保全に関する基準 ( H 2 9 )

d. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 ( H 2 8 )
- 公共建築工事標準単価積算基準 ( R 2 )
- 公共建築設備数量積算基準 ( H 2 9 )
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) ( H 3 0 )

(注) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等 (以下、「特殊な工法等」という。) を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。(「共通仕様書」3.3 2.)  
 この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他調査職員の指示による資料を提出すること。  
 なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、構造計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し構造計算を行うこと。

6. 成果物の提出場所 (津野町総務課)

## 7. その他

### (1) 吊り天井の脱落対策について

特定天井（建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。）に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室（倉庫や廊下等は含まない）については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井についても、特定天井の構造基準に準拠して脱落対策を行うこと。

### (2) ■ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の受注者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

（※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。）

### (3) 調査職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取り掛かること。

### (4) 受注者は、本業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

### (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

a. 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。

なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期間の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。

b. 上記 a により変更契約した金額が、他の契約（町以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（町以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

8. 成果物

		成 果 物	摘 要
一 般 業 務	意	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計条件の整理</li> <li>■ 計画方針</li> <li>■ 建築（総合）基本設計                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画説明書</li> <li>・ 計画図</li> <li>・ 仕様概要書</li> <li>・ 仕上げ概要表</li> <li>・ 外構計画 他</li> </ul> </li> <li>■ 事業計画の検討</li> </ul>	
	構 造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 構造計画説明書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計主旨、計画概要を含む</li> </ul> </li> <li>■ 構造設計概要書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様概要、計画図を含む</li> </ul> </li> </ul>	
	追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 建築工事積算数量算出書</li> <li>■ 建築工事積算数量調書 〈作成手法〉 □ 営繕積算システムRIBC</li> <li>・ ■ 工事概略工程表</li> <li>■ 日影図</li> <li>■ 完成予想図（外観・内観）</li> <li>■ 各種技術資料</li> <li>■ 省エネルギー検討書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、機械設備含む</li> </ul> </li> </ul>	

b. 電気設備

成 果 物		摘 要
一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気設備計画、昇降機設備計画説明書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計主旨、計画概要を含む</li> </ul> </li> <li>■ 電気設備計画概要書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画図を含む</li> </ul> </li> <li>■ 昇降機設備計画概要書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画図を含む</li> </ul> </li> <li>■ 電波障害対策</li> <li>■ 防災系アンテナ設置の検討</li> <li>■ 仕様概要書</li> </ul>	
追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 各種技術資料</li> <li>■ 省エネルギー関係計算書</li> </ul>	

c. 機械設備

成 果 物		摘 要
一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空気調和設備計画、給排水衛生設備計画説明書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計主旨、計画概要を含む</li> </ul> </li> <li>■ 空気調和設備計画概要書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画図を含む</li> </ul> </li> <li>■ 給排水衛生設備計画概要書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画図を含む</li> </ul> </li> <li>■ 仕様概要書</li> </ul>	
追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 各種技術資料</li> <li>■ 省エネルギー関係計算書</li> </ul>	



9. 提出部数等

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設 計 図 書		
■ 基本設計書	3	A3判横使い左綴じ、表紙、裏表紙、背表紙を 付け製本 電子データ共
■ 費本設計書 要約版	2	A3判横使い左綴じ製本 電子データ共
■ 基本設計書 (A4判)	3	A3判2つ折り製本
■ 基本設計書 要約版 (A4判)	3	A3判2つ折り製本
■ 打ち合わせ議事録	2	A4判ファイル 電子データ共
<input type="checkbox"/>		
b. そ の 他		
■ 完成予想図	一式	電子データ共
■ 模型	一式	
<input type="checkbox"/>		
c. 資 料		
■ 各種技術資料	一式	電子データ共
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

※ 基本設計書（要約版含む）および完成予想図の電子データはPDF形式を基本とする。

※ 計画説明に使用するため、必要に応じて委託期間中に電子データ等の提出を求める場合がある。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段を講じなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は発注者である津野町（実施機関）を、「乙」は受注者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。